

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正（案） に関するパブリック・コメントの結果について

平成 27 年 11 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正（案）につきまして、平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 20 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見はありませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 11 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、平成 27 年 7 月 14 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところであるが、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し」については、『外国証券の取引等に関するワーキング・グループ』（以下「ワーキング」という。）において検討する。」とされたところである。

また、平成 26 年 12 月 1 日に施行された「投資信託及び投資法人に関する法律」等の一部改正において、投資信託の運用報告書が運用報告書（全体版）及び交付運用報告書に二段階化され、運用報告書（全体版）については電磁的方法による提供が前提とされているところである。

これらに関し、ワーキングにおいて検討を行った結果、外国投資信託証券の目論見書等の本協会への提出義務を廃止するとともに、外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時に、運用報告書（全体版）の送付義務を原則として廃止することとする。

II. 改正の骨子

(1) 外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し

代行協会員による、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書等の本協会への提出義務を廃止する。（第 21 条第 1 項及び第 3 項）

(2) 外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時における送付義務の見直し

外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時に、当該外国投資信託証券の代行協会員から当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員への運用報告書（全体版）の送付義務を廃止するとともに、当該協会員から顧客への運用報告書（全体版）の送付義務を廃止する。ただし、運用報告書（全体版）が電磁的方法により提供された場合であっても、顧客から請求があった場合には当該運用報告書（全体版）を送付するものとする。（第 21 条第 3 項及び第 22 条第 1 項）

(3) その他

規則の明確化や表現の統一の観点から、所要の改正を行う。（第 21 条第 3 項、第 22 条第 1 項）

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

以 上

日本証券業協会

平成26年度の顧客資産の分別管理の状況に関して、監査法人等による外部監査等の実施状況と結果概要は以下のとおりである。
(会員総数254社 うち外部監査等対象199社(注))

1. 外部監査等の実施状況

実施済み 199社 (検証業務127社、合意された手続業務72社)

2. 外部監査等の結果概要

- (1) 不備事項なし : 197社
- (2) 不備事項あり (顧客分別金の信託不足等) : 2社

(注)顧客資産の預託を受けていない会員(52社)や廃業等した会員(3社)は対象外。

IOSCO協力会員諮問委員会(AMCC)中間会合等の模様について

平成27年11月18日
日本証券業協会

会議名及び開催日:

1. IOSCO協力会員諮問委員会(AMCC)中間会合
(10月25日(日)～26日(月))
2. AMCC研修セミナー
(10月27日(火)～28日(水))

開催地: スイス チューリッヒ

参加者数: AMCC中間会合 約60名、研修セミナー 約120名

1. IOSCO AMCC中間会合(10月25日(日)～26日(月))

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
サイバー・セキュリティに関するプレゼンテーション - 英ヘッジファンド基準審議会(HFSB) - 米国投資信託協会(ICI)	「サイバー・セキュリティ: ヘッジファンド、アセット・マネジメント、取引所等の対応」 HFSBが策定・公表した、主に中小規模のヘッジファンド・マネジャー向けのToolbox(ガイダンス)について報告が行われた。①防御を要するデジタル資産(crown jewels)の特定、②アクション・プランの策定、③プロジェクトの管理、④事故発生時の対応等について説明が行われるとともに、特に中小規模の事業者において比較的成本をかけずにできる対応として、①ユーザーIDとパスワードの管理強化、②重要情報へのアクセス権限の制限、③不要なアプリケーションの削除、④バックアップの実施、⑤モバイル・デバイスの管理、⑥サイバー攻撃発見の端緒としてのユーザーからの苦情の活用等が紹介された。 AMCCにおけるインベストメント・マネジメントのサイバー・セキュリティに関するワーキング・グループで議長を務めるICIが実施した調査の結果として、CISO(Chief Information Securities Officer)の設置と資格取得の義務付け、従業員の教育、事故発生時の対応プランの策定、サイバー保険への加入、第三者機関によるレビュー等の対応状況について報告が行われるとともに、今後の対応として、更なる調査とAMCCメンバー間での情報共有、IOSCO第5常設委員会(アセット・マネジメントを所掌)への情報提供を行うこととされた。

1. IOSCO AMCC中間会合(10月25日(日)～26日(月))

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
プレゼンテーション(続き) - ボンベイ証券取引所 (BSE)	昨年実施したAMCCサイバー脅威に関するワーキング・グループの調査結果を踏まえ、規制当局による適切な規制を通じて情報共有の強化とディスクロージャーの確保を図ったうえで、個社レベルでは①ガバナンス体制の構築、②十分な予算の確保、③人材、テクノロジーの効果的な投入、④フォレンジック(デジタル面の捜査・鑑識機能)の構築、⑤従業員の訓練を含む継続的なテスト、⑥事故発生時の対応プラン・回復プランの策定等の重要性について報告が行われるとともに、今後の対応として、IOSCO第2常設委員会(流通市場を所掌)との協働の可能性について検討することとされた。
基調講演 Mr. Rupert Schaefer, Head of Strategic Services Division and Member of the Executive Board, スイス連邦金融市場監督機構(FINMA)	「フィンテック:これからの課題と機会」 フィンテックの進展により、金融分野においてもP2P(peer to peer)レンディングやクラウド・ファンディングなど、これまでになかったビジネス形態が生じてきているところ、スイス当局では主に①サイバーリスク・金融犯罪リスクの増大、②アウトソーシングの拡大に伴う監視・監督の複雑化を警戒している。また、変化に対応して規制の枠組みも変えていかなければならないが、新たなビジネスが育つ土壌を壊さずに、公正な競争を促進しながら、投資者保護と市場の安定性を確保していきたい。

1. IOSCO AMCC中間会合(10月25日(日)～26日(月))

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
IOSCO事務局長等スピーチ Mr. David Wright, IOSCO事務局長 Mr. Tajinder Singh, IOSCO 副事務局長	「IOSCOの優先課題」 IOSCOでは、「2020年戦略計画」に沿いつつ、グローバルな視点から基準設定者 (standard setter) としての役割を果たしていく。中でも、金融システムの安定に関するテーマでは、金融安定化理事会 (FSB) とも密に連携を図っていく必要がある。 デリバティブ市場、社債市場、FX市場、証券化市場などの各分野において、値動きが過度に大きくなることでリテール投資家が傷つくことを懸念しており、適切に対処していきたい。また、サイバー犯罪及びフィンテックが重要なテーマとなっており、MMoUを拡充し情報共有を促進していくことも必要となる。また、クロスボーダー規制に関する最終報告書を公表したが、今後は、Recognition (MoU等による相互認証) などを活用してどのように課題を解決していけるかが重要となるだろう。 IOSCOの活動目的である投資家保護、公正で透明な市場の構築、金融システムリスクの削減をどのように効果的に実現していくかを考えていきたい。 そのためには入念なリサーチが重要となり、近年のレポートの多くは金融システムに関するものであったが、最近では、健全な証券化市場やSMEに関するものなど多様化が見られつつある。コーポレート・ガバナンスにも取り組んでいく必要があり、また、行為リスクへの対処では、自主規制機関の役割にも期待したい。

1. IOSCO AMCC中間会合(10月25日(日)～26日(月))

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
セッション 司会: Mr. David Wright, IOSCO事務局長 スピーカー: 欧州証券市場監督局(ESMA)、英ヘッジファンド基準審議会(HFSB)、カナダ投資業規制機構(IIROC)、国際資本市場協会(ICMA)	「行為リスク: 業界の役割、自主規制の効用、国際的取組みの射程」 英国では、本年6月に取りまとめた「公正かつ効率的な市場の検証」最終報告書に基づき、主に債券、通貨、商品(FICC: Fixed Income, Currency and Commodities)市場の市場参加者に対して取引慣行及び行為の改善に向けた検討を進めており、LIBOR事件を発端に特に市場のプロフェッショナルの倫理向上が強く求められている。同報告書ではグローバルスタンダードの必要性が示唆されており、IOSCOにおいてもホールセール分野の共通基準の策定に向け、規制当局向けのガイダンスについて検討を行っていくこととなるが、倫理規範では法律だけではなく自主規制の果たす役割も大きくなることが想定される。
AMCC Ahead of the Curve ワーキング・グループ(議長: 本協会(JSDA) 石倉執行役)	AMCCメンバーが、各市場における最近の自主規制その他の取組み、新たな規制上の課題等について報告し、情報・意見交換を行った。 - ボンベイ証券取引所(BSE): インド資本市場の利便性向上に向けた取組み - 台湾証券取引所(TWSE): 台湾の証券会社に対するリスクベースの監督 - イスタンブール証券取引所: 財務諸表の粉飾リスクに応じた上場企業の監査 - 日本取引所グループ(JPX): インデックス構成銘柄の入替時の市場監視 - カナダ投資業規制機構(IIROC): 株式市場における過度な価格変動の制御 - 本協会(JSDA): 社債の取引情報の報告・発表制度の導入

1. IOSCO AMCC中間会合(10月25日(日)～26日(月))

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
セッション 司会：国際取引所連合(WFE) スピーカー：国際スワップデリバティブ協会(ISDA)、サンパウロ証券取引所、香港証券取引所、CMEグループ	「中央清算の課題と論点」 金融規制改革における重要課題の一つである清算機能の中央清算機関(CCP)への集中化から生じているCCPの堅牢性に対する懸念について、CCPはシステム上重要な機関ではあるが、システミックリスクを引き起こす可能性は必ずしも高くないとの見方が示された。一方で、市場は完全ではないため、CCPに適切な耐久性(resilience)を持たせ、ストレステストを通じて検証するとともに、再生・破綻処理の計画を策定することは重要との考えは一致した。また、外部からの予見可能性を確保するため、CCPの透明性を確保するための統一的な基準も必要との見方が示された。
講演 Mr. Rodrigo Buenaventura, 市場局長, 欧州証券市場監督局(ESMA)	「EU市場における最近の規制上の取組み」 欧州証券市場監督局(ESMA)では、EUの規制執行機関として当初の課題であった単一ルールブックの策定は完了し、現在はその実行に向けたガイダンスの策定作業に軸足を移している。また、今月公表した2016年の作業プランでは、特に財務報告に係る監督の統一化(supervisory convergence)に取り組んでいくことに言及した。
AMCCの今後の活動計画 Mr. José Carlos Doherty, AMCC議長(ANBIMA CEO, ブラジル)	AMCCの今後の活動に関し、将来の規制のベンチマークに繋がる活動に注力すること、特にサイバー・セキュリティを含むフィンテックの検討を継続し、IOSCOの関連する常設委員会と連携していくことが合意された。また、次回会合は来年5月にリマ(ペルー)でのIOSCO年次総会時に、次々回は来年秋に米国NFAの主催でシカゴで開催することがアナウンスされた。

2. IOSCO AMCC研修セミナー（10月27日（火）～28日（水））

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
AMCC議長開会の辞 Mr. José Carlos Doherty, AMCC議長 (ANBIMA CEO, ブラジル)	第8回目の研修セミナーの開催に当たり、40を超える国・地域からの100名を超える参加者を歓迎する。本年の研修セミナーでは、主に規制機関の関心事項として市場監視やリスクベースの監督などにフォーカスするとともに、全ての市場関係者を取り巻く新興リスクとしてサイバー・セキュリティへの対応などを取り上げる。この研修の機会を通じ、参加者には活発な意見交換、参加を期待している。
IOSCO事務局長等スピーチ Mr. David Wright, IOSCO事務局長 Mr. Tajinder Singh, IOSCO副事務局長	「IOSCOの戦略的方向性及び優先課題～IOSCO原則の重要性」 IOSCOの目的である投資家保護、公正で透明な市場の構築、システミックリスクの削減に向けた様々な課題を解決していくためには、国境を越えた市場の結び付きやG20、金融安定化理事会(FSB)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)等における議論との関わりなどを踏まえて検討を行っていく必要があり、多角的な視点を養ってほしい。 IOSCO原則に沿って諸課題に効率的に対応していくため、IOSCOではリサーチ能力の向上に注力している。市場の流動性確保、多国間の情報共有強化、クロスボーダー取引規制の調和、投資教育の拡充など課題は山積しており、本研修を通じたAMCCメンバーのキャパシティ・ビルディングは重要である。

2. IOSCO AMCC研修セミナー（10月27日（火）～28日（水））

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
セッション＆グループ・ディスカッション 司会：全米先物協会（NFA） スピーカー：英国金融行為監督機構（FCA）、サンパウロ証券取引所	「市場監視：不公正取引の最近のトレンド及び監視の革新的アプローチ」 市場機能の向上とともに顕在化しつつある不公正取引の発見・防止について議論された。本セッションでは、市場の監視と規制においては技術革新の芽を摘むことなく公正性を確保していくべきである、HFTの登場により見せ玉（spoofing）は困難となったが、代わりにHFTの投資戦略の悪用やソーシャルメディアを使った市場の攪乱など、不公正取引の変化にも迅速に対応する必要性が生じている、市場分断への対応には、横断的な市場監視や取引・取引主体・商品特定のための識別子の導入等が重要であるとの考えが示された。引き続き、研修参加者間で、効果的な市場監視に関する経験共有のための実務上の課題等について少人数グループでの議論、発表が行われた。
セッション 司会：米国金融業規制機構（FINRA） スピーカー：イングランド銀行（BOE）、ボンベイ証券取引所（BSE）、英ヘッジファンド基準審議会（HFSB）	「サイバー・セキュリティ：最近の動向と規制当局及び自主規制機関の役割」 市場参加者、市場インフラ等におけるサイバー・セキュリティへの対応のあり方等についてセッションが行われた。本セッションでは、サイバー攻撃の手法は急速に進化しており、一回限りの対応ではなく第三者による継続的なサイバー・セキュリティ監査の受検、侵入テスト（penetration test）の実施、バックアップのための機能・システムの整備等の重要性が指摘された。また、中小規模の事業者において比較的成本をかけずにできる対応（パスワードの管理強化、アクセス権限の制限、不要なアプリケーションの削除等）が紹介され、参加者との間で質疑、意見交換が行われた。

2. IOSCO AMCC研修セミナー（10月27日（火）～28日（水））

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
セッション 司会：全米先物協会（NFA） スピーカー：仏金融市場監視局（AMF）、スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）	「信頼し得る抑止力：規制当局はどのように規制執行を通じて効果を上げられるか」 IOSCOが本年6月に公表した不正行為抑止のための効果的手段（credible deterrence）に関する報告書について議論された。本セッションでは、不正行為を効果的に抑止するには、規制の明確化、不正行為の特定、他の規制機関との協力、罰則と対外公表のプロセスの明確な規定が重要な前提となり、それらに基づき、厳格な罰則の適用や不当利得の返還、対外的な公表を適正・確実に行っていくことが重要であることが指摘された。また、内部告発者（whistleblower）制度の導入やその保護等も重要な施策となり得るとの考えが示された。
セッション＆グループ・ディスカッション 司会：カナダ投資業規制機構（IIROC） スピーカー：オランダ金融市場庁（AFM）、ケニア資本市場庁（CMA）	「リスクベースの監督」 リスクベースの監督を機能させる要件・手法について議論された。本セッションでは、監督の基礎資料としてどのようなデータ・情報を用いるかは各国・地域の規制の状況や市場の成熟度によって変わり得るため、一律に決めることには馴染まないが、規制の目的（システミックリスクの回避から各市場参加者の健全性確保に至るまで）に応じて、適切に考慮・選択する必要があることが指摘された。 引き続き、効果的なリスクベースでの監督や実地監査について、各国・地域の経験・知識を交換するため、少人数グループでの議論、発表が行われた。

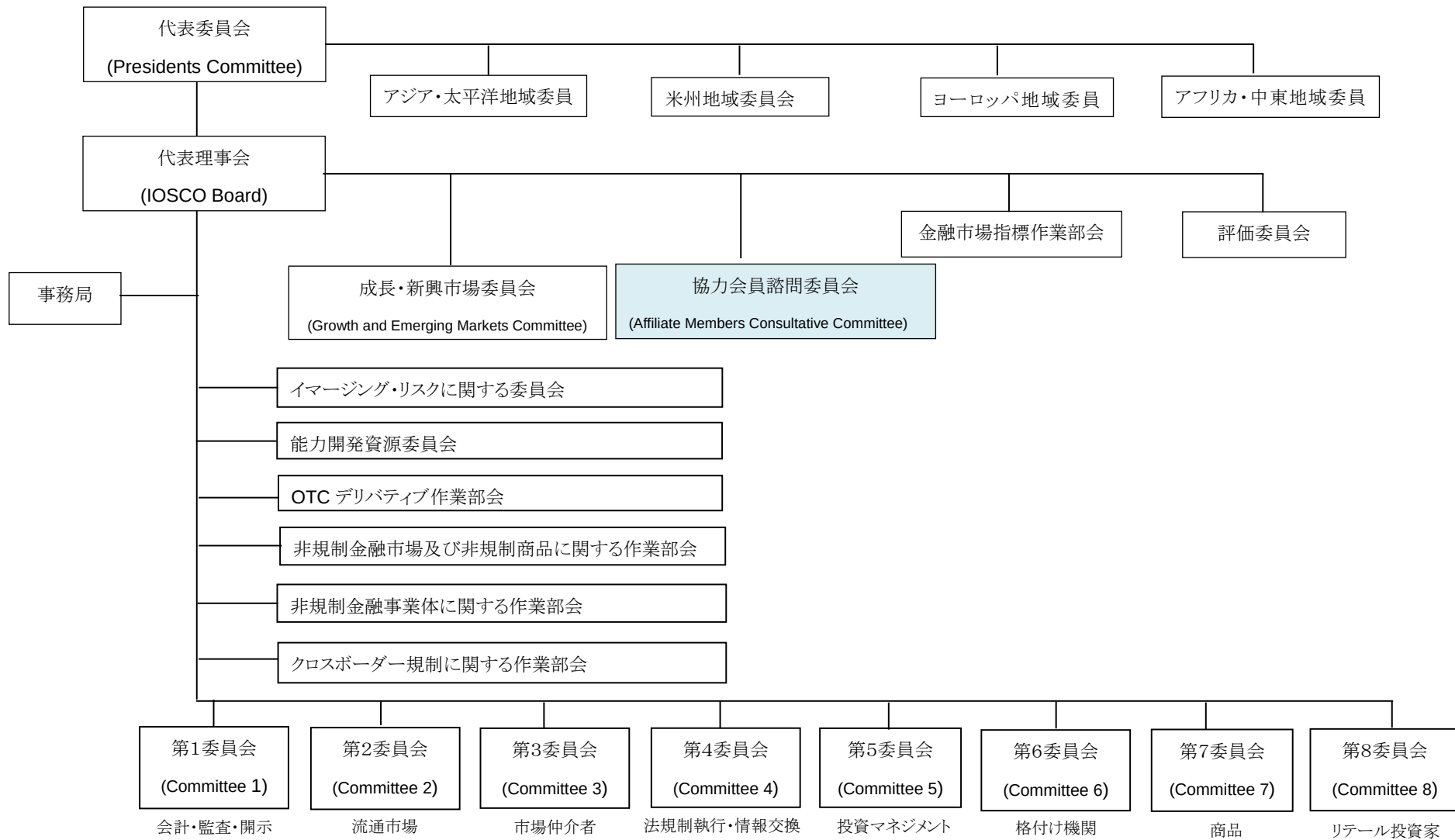
2. IOSCO AMCC研修セミナー（10月27日（火）～28日（水））

議題／スピーカー	トピック／主なポイント
セッション 司会：米国金融業規制機構（FINRA） スピーカー：英ヘッジファンド基準審議会（HFSB）、ベルギー金融サービス市場機構（FSMA）	「金融業界の利益相反」 販売会社への手数料や取締役への報酬など様々な面で生じうる利益相反への対処のあり方について議論された。利益相反の結果、潜在的に顧客の利益を損う可能性がある取引・活動については、プロアクティブな対応が必要であることが指摘される一方、利益相反に適切に対処するには、組織内の意思決定の透明性向上、存在する利益相反の対外的な開示、報酬における過度のインセンティブの抑制、独立した取締役会メンバーの確保等が効果的な手段となり得るとの考えが示され、参加者との間で質疑、意見交換が行われた。
Ahead of the Curve セッション 司会：本協会（JSDA） スピーカー：右記のとおり	リテール投資家保護に関する以下の2つのテーマについて説明が行われ、投資者保護のため必要な規制導入の意義が指摘される一方、規制によって商品の組成・販売のコストが増加し、市場が多様性を失い悪影響が生じるリスクについても意見交換が行われた。 - オランダ金融市場庁（AFM）：EUにおける複雑な商品に関する投資者保護 - 全米先物協会（NFA）：リテールFX業者を取り巻く昨今の状況と規制上の対応 また、AMCC中間会合で議論した諸問題（ボンベイ証券取引所（BSE）のインド資本市場の利便性向上に向けた取組み、台湾証券取引所（TWSE）の台湾の証券会社に対するリスクベースでの監督、イスタンブール証券取引所の財務諸表の粉飾リスクに応じた上場企業の監査）についても紹介され、参加者との間で質疑・意見交換が行われた。

I O S C O / A M C C の 概 要

会議名	証券監督者国際機構／協力会員諮問委員会 (IOSCO : International Organization of Securities Commissions) (AMCC : Affiliate Members Consultative Committee)
IOSCO の 設立目的	1) 公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること 2) 国内市場の発展促進のため、各国の経験について情報交換すること 3) 国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること 4) 基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって、市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと
IOSCO 設立の経緯	1974 年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980 年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986 年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCO の メンバー	IOSCO のメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁、経済産業省及び農林水産省が正会員として、証券取引等監視委員会が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループ/日本取引所自主規制法人が協力会員として、それぞれ加盟している。
組 織	次葉のとおり。
AMCC の 活動	本協会が加入する協力会員諮問委員会 (AMCC) は、1989 年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問委員会 (SROCC) が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013 年 9 月に名称変更されたものである。AMCC の機能としては、協力会員相互間の情報交換のほか、協力会員として IOSCO に参加している自主規制機関 (SRO) の知見及び意見を IOSCO の政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することが主要なものとなっている。同委員会の会合は通常年 2 回 (IOSCO 年次総会時の会合及び中間会合) 開催されている。現在同委員会には約 60 の機関が加入している。 2006～2012 年の間、本協会が旧 SROCC の議長を務めたが、現在は、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が議長となっている。本協会は AMCC のワーキング・グループである Ahead of The Curve Working Group の議長を務めている。
市場関係者 との対話	IOSCO では、民間セクターとの対話の拡充を目的に、市場関係者との会合を年 2 回程度開催している。

IOSCOの組織



開催実績・予定

	年次総会	中間会合及び研修セミナー	
2006 年	香港(6 月)	スペイン マドリッド(11 月)	中間会合のみ
2007 年	インド ムンバイ(4 月)	東京(11 月)	中間会合のみ
2008 年	フランス パリ(6 月)	米国 ワシントン(12 月)	第 1 回研修セミナー
2009 年	イスラエル テルアビブ(6 月)	英国 ロンドン(2010 年 1 月)	第 2 回研修セミナー
2010 年	カナダ モントリオール(6 月)	ブラジル リオデジャネイロ(11 月)	第 3 回研修セミナー
2011 年	南アフリカ ケープタウン(4 月)	台湾 台北(10 月)	第 4 回研修セミナー
2012 年	中国 北京(5 月)	トルコ イスタンブール(11 月)	第 5 回研修セミナー
2013 年	ルクセンブルグ(9 月)	カナダ トロント(5 月)	第 6 回研修セミナー
2014 年	ブラジル リオデジャネイロ(9 月)	東京(4 月)	第 7 回研修セミナー
2015 年	イギリス ロンドン(6 月)	スイス チューリッヒ(10 月)	第 8 回研修セミナー
2016 年	ペルー リマ (5 月の予定)	米国 シカゴ(秋の予定)	
2017 年	ジャマイカ モンテゴ・ベイ	未定	

IOSCO 第 8 委員会（リテール投資家に関する委員会）における検討状況等

平成 27 年 11 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 設立の趣旨及び検討項目

金融商品の複雑化、金融サービスの多様化に伴い、証券取引・金融商品に関する投資者の理解促進が投資者保護に資するとの認識の下、投資者教育と投資者保護に関する方策についての IOSCO の方針・政策を検討する機関として 2013 年 6 月に設置。

2. 現在のメンバー

オンタリオ証券取引委員会（議長）、ブラジル証券取引委員会（副議長）、金融庁、米国証券取引委員会（SEC）、英国金融行為規制機構（FCA）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）、中国証券監督管理委員会（CSRC）、香港証券先物委員会（SFC）、インド証券取引委員会（SEBI）等 31 の証券監督当局者（欧州 11、北米 5、南米 3、アジア・オセアニア 10、アフリカ 2）

3. 自主規制機関の参加

第 8 委員会は、自主規制機関の業務・役割と深く関連することから、AMCC（協力会員諮問委員会）からは、メンバーとして米国金融取引業規制機構（FINRA）が、オブザーバーとして本協会の参加が認められ、2014 年 9 月の会合から参加している。

4. これまでの主な検討

2014 年 10 月 戦略的フレームワークの取りまとめ

2015 年 5 月 投資詐欺の防止策に関するレポートの公表

2015 年 9 月 投資リスク教育のためのあるべき実務に関するレポートの公表【詳細は次頁参照】

5. 投資リスク教育のためのあるべき実務に関するレポートの公表

2015年9月15日、IOSCOは、第8委員会における検討の結果として「投資リスク教育のためのあるべき実務に関するレポート」(Sound Practices for Investor Risk Education)を公表した。

- ・ 本レポートでは、各国の証券監督当局等が直面している課題として、リスクに対する投資家の理解と実際のリスクとの間で生じている不均衡について検証されている。
- ・ 同レポートでは、投資リスク教育のためのあるべき実務として、以下の9つの点が挙げられている。
 - ① リテール投資家の知識の向上だけでなく、投資態度・投資行動の改善にフォーカスすること
 - ② リテール投資家のニーズを踏まえ、行動経済学などの根拠に基づくアプローチを実施すること
 - ③ 投資リスク教育の取組みについては、開発段階等でターゲット層にテストを実施し効果を確認すること
 - ④ 投資家への働きかけは、効果の高いタイミング（投資判断、投資勧誘等）で重点的に行うこと
 - ⑤ 異なるターゲット層（初心者、熟練者等）に対して明確なメッセージを発信すること
 - ⑥ 投資家の興味を惹起するコンテンツと伝達方法を用いること
 - ⑦ 新しい技術の進展や市場の発展に対応し、最新の活動を行うこと
 - ⑧ 証券規制手段との組み合わせにより、より効果を発揮する活動につなげること
 - ⑨ 結果・影響に対する評価手法について検討すること
- ・ また、各国における証券規制上の投資家保護の枠組みのうち、特徴的なものとして以下の事例が紹介されている。
 - ① カナダ（オンタリオ）、フランス、日本、マレーシア等では、複雑・ハイリスクな商品の個人への販売・勧誘は一定の富裕層や基準を満たす投資家に限定されている
 - ② ポルトガル、ベルギーでは投資商品のリスクの度合いに応じたラベル表示が行われている
 - ③ オーストラリアでは、全てのハイブリッド商品の目論見書に、同商品の仕組みやリスクについて解説する当局のウェブサイトへの案内が参照情報として掲載されている
 - ④ 自主規制機関について、日本では日本証券業協会等に対して法律上で投資教育の実施機関としての役割を与えており、米国FINRAは自ら投資教育を主要事業として位置付けている 等

以 上